

ひょうごグリーンサポーター設置要綱

平成 19 年 4 月 20 日

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 8 年 4 月 1 日改正

(設置)

第 1 条 小学校 3 年生で実施する「環境体験事業」などの地域における子どもたちの環境学習・教育にかかる活動を支援するため、「ひょうごグリーンサポーター」(以下「サポーター」という。)を設置する。

(要件)

第 2 条 サポーターの要件は、次のとおりとする。

- (1) 環境学習・教育を推進するため、小学校、幼稚園・保育所等が実施する子どもたちの環境学習・教育にかかる活動を支援する意欲を持つもの
- (2) 支援にあたり、県、市・町等の関係機関及び学校、幼稚園・保育所等子どもたちの環境学習・教育を実施する機関と緊密に連携をとれるもの

(募集)

第 3 条 知事は、サポーターの募集にあたっては、公募を行うものとする。

(登録)

第 4 条 知事は、応募のあったもののうち、適当と認められるものをサポーターとして登録する。

(登録の期間)

第 5 条 サポーターの登録期間は、原則として、登録の日から登録の日が属する年度の末日までとし、それ以降については自動更新とする。

(登録の抹消)

第 6 条 知事は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。

- (1) サポーターから取消しの申出があったとき
- (2) サポーターが死亡したとき
- (3) サポーターの住所変更等で連絡がとれなくなったとき
- (4) その他サポーターとして活動することが適当でないと認められるとき

(支援の実施)

第7条 知事は、小学校、幼稚園・保育所等、子どもたちの環境学習・教育を実施する機関から依頼があり、その内容が適当と認められたときは、サポーターの承諾を得たうえ、サポーターによる当該機関の環境学習・教育の活動にかかる支援を実施する。

(活動)

第8条 サポーターは、小学校、幼稚園・保育所等、子どもたちの環境学習・教育を実施する機関からの依頼に基づき、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 子どもたちが環境学習活動を行う活動場所の提供
- (2) 子どもたちが環境学習活動を行う活動場所等の管理
- (3) 子どもたちの環境学習活動への指導及び助言
- (4) 前号に定めるもののほか、子どもたちの環境学習活動の支援に関すること

(指揮監督)

第9条 知事は、サポーターに対し、その活動に関し必要な指示をすることができる。

(守秘義務)

第10条 サポーターは、活動を通じて知り得た秘密、個人情報のみだりに口外してはならない。サポーターでなくなった場合においても同様とする。

(事務)

第11条 サポーターに関する事務は、兵庫県環境部環境政策課、各県民局環境課及び神戸県民センター県民課で行う。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、サポーターに関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。